

お知らせ

市長会、町村長会、町村議長の事務局長の共同運営を開始

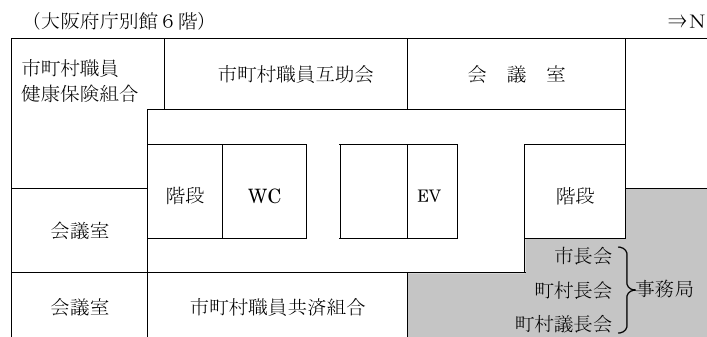
大阪府市長会、町村長会・同議長会は、事務局業務の効率化、経費の節減による市町村負担の軽減などを図るため、平成18年4月1日から3事務局の共同運営を開始しました（市議会議長会事務局は各市で持ち回り）。

今後、事務局長以外の職員全員が市長会、町村長会、町村議長の事務局を併任し、スケールメリットを活かした業務運営を行います。

以下、共同運営開始に伴う主な変更点についてお知らせします。

【事務局の場所】

事務局の場所は、従来どおり大阪府庁別館6階（市町村会館）ですが、6階フロア内での位置を変更しておりますので、ご注意ください。新しい配置図は下記のとおりです。



【組織・事務分担】

新しい事務局組織及び事務分担については、次のとおりです。

市長会	事務局	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ○総務・渉外・人事・会計に関すること ○町村議長会に関すること ○東京事務所に関すること ○行政部の所管に属さないこと
町村長会		行政部	<ul style="list-style-type: none"> ○政策調整に関すること ○部会・部長会議・主担者会議の運営に関すること ○要望活動に関すること ○その他市長会、町村長会の事業に関すること
町村議長会			

当面の事務局運営については上記のとおりですが、地方分権改革の進展、地方六団体の動向、社会経済情勢の変化など、自治体を取り巻く周辺環境の変化に対応し得るよう、今後とも不断の改革に取り組んでいきます。

【問い合わせ】 大阪府市長会・大阪府町村長会・大阪府町村議長会事務局 TEL:06-6941-5674
(通称:大阪府市町村会)